

秋田県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田天王線	秋田市川元小川町133番4から山王五丁目318番まで	16.50～24.00	1.124
	新	秋田天王線	〃	20.00～29.30	1.124

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成29年3月31日から同年4月13日まで（日曜日、土曜日を除く。）

秋田県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田八郎潟線	秋田市山内字藤倉73番8から19番2まで	19.00～22.80	0.041
	新	秋田八郎潟線	〃	17.20～26.80	0.041

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成29年3月31日から同年4月13日まで（日曜日、土曜日を除く。）